

熊本県公報

第 1 0 9 7 7 号
平成 15 年 5 月 7 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○ " " " " " "	(") 2
○ " " " " " "	(") 2
○ " " " " " "	(") 2
○ " " " " " "	(") 2
○公共関与による産業廃棄物処理施設建設候補地に関する調査業務委託に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等	(廃棄物対策課) 3
○知的障害者福祉法に基づく事業者の変更の届出	(身体障害福祉課) 3
○児童福祉法に基づく事業者の変更の届出	(") 4
○指定居宅サービス事業所の指定	(介護保険課) 4
○指定居宅サービス事業所に係る廃止の届出	(") 4
○身体障害者福祉法に基づく事業者の指定	(身体障害福祉課) 4
○知的障害者福祉法に基づく事業者の指定	(") 4
○字の区域の変更	(市町村総室) 5
公 告	
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 6
○ " " " " " "	(") 7
○ " " " " " "	(") 7
○ " " " " " "	(") 8
○県営土地改良事業計画	(") 9
○ " " " " " "	(") 9
○土地改良区役員の就任	(") 9
○土地改良区役員の住所変更	(") 10
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工政策課) 10
○男性警察官用夏服(長袖)等の一般競争入札	(管理調達課) 10
登 載 依 頼	
○熊本県環境影響評価条例に基づく環境影響評価書の縦覧	(益城町) 12
○熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 12
○熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程	(") 12
○熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則	(") 13

告 示

熊本県告示第 484 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 15 年 5 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字西湯浦字掛橋 884 の 2、884 の 7
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字掛橋 884 の 2 (次の図に示す部分に限る。)、884 の 7
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇町役場に備え置いて縦覧に供する。)